

日本労働昭和四年度全國大會報告 組合同盟

自昭和三年四月
至昭和四年八月

▲同盟本部報告

(二) 一般報告並に青年部 國際部 勞働法制委員會 特別統一委員會報告

四 月

△第一回中央委員會

日時 四月十六日 午前十一時

◎議事

一、専門部長決定の件

中央委員會にて事業部を設置し、その承認は次期大會にて求むることとし、別項の如く各部々長を決定した。

二、中央執行委員決定の件

昨年は中央執行委員會が権威を持ちすぎ中央委員會が輕んぜらる様に傾向がある。今度は中央委員會に實質上の権威を持へ

て組織を活用せねばならない。この意味で中央執行委員は關東二名、關西一名、計三名に減じ、事務執行に關する主事の補佐たらしめる。四月 藤岡 菊川を中央執行委員とす。

一、大會決議並に附托事項の執行に關する件

4、黨と組合の關係確立
組合政治部は政治的意見を決定し、政黨の（本部・支部聯合會支部の）連絡部と日々連絡して、組合の政治的活動にあたるのです。

右の點並に大會決定の主旨を各組合各支部指令を發し、

8 工場委員會組織運動指導組織部に一任

9 全無産黨統一に関する件

大會決議の趣意を文書を以つて日本勞農黨本部に提出し回答を求める。政治部長として日本勞農黨中央委員會に提出せしめてその實現を期す。

10、労働組合戦線統一の件

大會決議に基き左の如く、労働組合の協議會開催の方針を決定し、戰線統一委員會に之を執行せしめる。

政策合間に關する意見交換労働組合の合同協議を目的として協議會開催を全國の労働團體に即時提唱し、協議會の時所は各組合にその都合を照會すること。

11、勞農青年前衛隊提唱の件

大會決定の如く、關東青年前衛隊にその提唱をなさしめ一切の指導は青年部が行ふ。

12、大會言字句修正菊川氏に一任する

13、農民組合合同問題の聲明書

聲明書は各農民團體その他に發送し、本問題に對しては聲明書の態度をもつて當ること。

7、現行工場法改正要求
大會決議に基づき、法制委員會に廻附すること。